

四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 5 4 号

四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

第 1 条 四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 5 9 年四日市市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表（第 1 2 条関係）				
附属設備使用料				
1 ホール				
設備名	種類又は品目	単位	使用料 (単位円)	備考
舞台設備	(略)			
	バレエ用リノリウム	1 回 1 枚	2 2 0	
	(略)			
音響設備	(略)			
	コンデンサーマイク ロホン	1 回 1 本	8 8 0	
	フォールドボックス ピーカー	1 回 1 式	1, 1 0 0	
	(略)			
(略)				
2 その他施設				
施設名	種類又は品目	単位	使用料 (単位円)	備考

体育館	(略)			
	<u>バドミントン器具</u>	1回1面	170	
	(略)			
(略)				
各施設共通	(略)			
	簡易放送	1回1式	220	
	プレーヤー	1回1式	220	
	(略)			
備考 (略)				

改正前				
別表 (第12条関係)				
附属設備使用料				
1 ホール				
設備名	種類又は品目	単位	使用料 (単位円)	備考
舞台設備	(略)			
	<u>バレー用リノリウム</u>	1回1枚	220	
	(略)			
音響設備	(略)			
	コンデンサーマイク ロフォン	1回1本	880	
	<u>エレベーターマイク</u> <u>ロホン</u>	<u>1回1式</u>	<u>1,100</u>	
	フォールドボックス ピーカー	1回1式	1,100	
	(略)			
(略)				
2 その他施設				
施設名	種類又は品目	単位	使用料	備考

			(単位円)	
体育館	(略)			
	<u>バトミントン器具</u>	1回1面	170	
	(略)			
(略)				
各施設共通	(略)			
	簡易放送	1回1式	220	
	<u>カセットテープレコーダー</u>	<u>1回1式</u>	<u>220</u>	
	プレーヤー	1回1式	220	
	(略)			
備考 (略)				

第2条 四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年四日市市規則第34号）を次のように改正する。

改正後				
別表（第12条関係）				
附属設備使用料				
1 (略)				
2 その他施設				
施設名	種類又は品目	単位	使用料 (単位円)	備考
体育館	(略)			
	照明装置	1時間	330	フローア照明 半面使用の場合 の使用料は <u>200</u> 円とす る。 1時間を超え る照明装置の

			使用料は30分毎に各々の使用料の半額とする。
	(略)		
(略)			
(略)			
備考 (略)			

改正前				
別表 (第12条関係)				
附属設備使用料				
1 (略)				
2 その他施設				
施設名	種類又は品目	単位	使用料 (単位円)	備考
体育館	(略)			
	照明装置	1時間	330	フローア照明 片面使用の場合の使用料は <u>220円</u> とする。 1時間を超える照明装置の使用料は30分毎に各々の使用料の半額とする。
	(略)			
(略)				
(略)				

備考 (略)

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和元年 10 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

(市民文化部あさけプラザ)